

建設工事における一抜け方式による入札実施要領

平成30年12月10日制 定
令和元年9月30日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち、同時期に発注が集中する公共土木施設の災害復旧工事等について、入札の不調・不落を防止し工事の円滑な執行による早期復旧を目的に実施する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「一抜け方式」とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式をいう。

(対象工事)

第3条 一抜け方式の対象工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について、発注機関の指名業者等選考委員会の意見に基づいて発注機関の長が指定するものとする。ただし、広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年規則第56号）の規定により予定価格の決定が地方機関の長に委任されている工事に限る。

- (1) 同一の発注機関の案件であること。
- (2) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- (3) 工事の種類（入札参加資格の認定業種）が同一の案件であること。
- (4) 主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること。
- (5) 緊急に施工する必要がある工事の案件であること。

(留意事項)

第4条 一抜け方式の適用に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 対象工事数を考慮して競争性が確保されるよう一般競争入札における応札可能者数又は指名競争入札における指名業者数を確保すること。
- (2) 入札公告又は指名通知時に当該案件が「一抜け方式の対象工事」であることを明示すること。
- (3) 開札の順位は、原則として、請負対象設計金額の高い順に設定すること。
- (4) 落札者の決定は、原則として、開札順に行うこと。
- (5) 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効（低入札価格調査制度における総額失格基準価格の算出においても無効な入札）として取り扱うこと。
- (6) 対象工事を指名競争入札により執行する場合、順に落札者を決定した結果、有効な入札が一となった案件は入札を中止すること。

(その他)

第5条 この要領の規定は、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に規定する業務について、これを準用する。

この場合においては、次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち、同時期に発注が集中する公共土木施設の災害復旧工事等	測量・建設コンサルタント等業務（測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に規定する業務とし、以下「業務」という。）
	工事の円滑な執行による早期復旧を	業務の円滑な執行を
第3条	（対象工事）	（対象業務）
	一抜け方式の対象工事（以下「対象工事」という。）	一抜け方式の対象業務（以下「対象業務」という。）
	ただし、広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年規則第56号）の規定により予定価格の決定が地方機関の長に委任されている工事に限る。	－
	入札公告又は	－
	工事	業務
	認定業種	認定業務分野
	（4）主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること。	－
（5）緊急に施工する必要がある工事の案件であること。	（4）緊急に実施する必要がある業務の案件であること。	
第4条	対象工事数	対象業務数
	一般競争入札における応札可能者数又は	－
	入札公告又は	－
	対象工事	対象業務

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年12月10日から施行する。
- 2 災害復旧事業等の工事に関する指名競争入札においては、電子入札に限り、当分の間、第4条第1項第6号の規定にかかわらず、入札を中止しないものとする。
- 3 令和2年4月1日改正については、令和2年4月1日から施行する。
- 4 令和3年4月1日改正については、令和3年4月1日から施行する。